

学校教育目標 ◎かしこく ◎なかよく ◎たくましく ◎心ゆたかに



改めて、「いじめ」とは…

校長 佐藤 信孝

今回の学校だよりは600号となります。積み上げてきた歴史と引き継いでいく責任の重さを感じずにはられません。他方、これから積み上げていく歴史の中で、様々な子どもたちがこの学び舎を母校とし、いったいどんな未来を生きていくのか楽しみでもあります。

＊

さて、さいたま市では6月を「いじめ撲滅強化月間」と位置付けています。本校でも、「いじめは絶対に許されない」という認識のもと対応してまいります。「ならぬものは、ならぬ」なのです。

いじめは平成25年施行の法律「いじめ防止対策促進法」により、以下のように定義されています。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

「いじめ」と聞くと、「強い者が、弱い者または弱い立場の者に行くこと」や「いじめられる側が一方的にやられている」、「継続的に行われている」、「集団で行っている」、「ここまでやるといじめのように行うには基準がある」ように思われるかもしれませんが、法律上の定義によれば、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じていれば、いじめなのです。例えば、周囲が遊びやおふざけ、からかい、いじっただけと以为ていても、その行為を受けた子どもが「つらい」「やめてほしい」と思えば、「いじめがあった」となります。成長過程の子どもたちが集団で学校生活を送れば、いやな思いを感じるトラブルは起こりえます。このような思いを感じている子どもをしっかりと守り、安心・安全な環境の中で育むことをいじめ対策促進法は求めています。

私たち、泰平小学校教職員は子どもたちに願っています。

- 泰平小学校の子どもたち誰一人いじめの加害者にも、被害者にもなってほしくない。
- 友達や先生、保護者の力を借りながらトラブルを自ら解決する力を身に付けていく。
- これから起こりえるトラブルを未然に回避したり、被害を最小限に抑える方法を身に付けていく。
- 相手の立場や気持ちを想像し、より良い行動ができるようになる。

人間、一人ひとりのよさや痛みを感じる場所は違います。その違いを前提に、子どもたちは学校という「社会」の中でよりよい人間関係のつくり方を学び、将来に生かす準備をしていきます。泰平小学校の職員は、学校の中の大人として、教育に携わる者として子どもたちの成長を支えてまいります。保護者、地域の皆様にはご理解とご協力をお願いします。

＊

先日、図書ボランティア連絡会に参加させていただき、児童への思いや関わっていただいている中で得られる良さを聞くことができました。泰平小学校は多くの方々に支えられていることを改めて感じる事ができました。25度を超える夏日も多くなってきました。これから雨の多い季節となります。登下校の見守り活動等、今月もお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

